

【従事者手帳(青手帳)交付申請要領】

R3.4.1改定

1 申請対象

① 交付申請のみによる交付 … 発破技士免許交付日から6ヶ月以内の申請者

注意 ・期間を過ぎると、従事者手帳講習を受講する必要があります。
・発破技士免許を取得された方で、有効な従事者手帳(黄)を所持されている方は、手数料無料で資格の追記が出来ます。詳細は協会にお問い合わせください。

② 講習受講による交付 … 手帳失効または発破技士免許交付日から6ヶ月経過後の申請者

2 提出書類

① 交付申請書 … 記入漏れ、押印漏れのないようご注意ください

注意 ・申請書内の2ヶ所の押印漏れがある場合、手帳交付ができませんので、個人申請以外の方は必ず所属事業所の印をもらってください(作業所、工事事務所等の勤務地ではなく、所属会社となります)

② 証明書用顔写真2枚 … パスポートサイズ縦4.5cm×横3.5cm
(デジタル写真は写真用光沢紙に限る、コピーしたものは不可)
提出前6ヶ月以内に撮影した正面、無帽、無背景のもの
裏面に「撮影日・氏名・生年月日」を記入、内1枚を申請書に貼付

③ 発破技士免許証の写し … 両面

④ 郵便払込済受領証の写し … 会員料金で支払う場合、ご依頼人名欄に「会員登録されている事業所名」をご記入ください

⑤ 返信用封筒(定型封筒) … 返信先「郵便番号・住所・氏名」を記入し、冊数に応じた切手を貼付
(同一宛先に複数の手帳をまとめて送る場合郵便料金が異なります)
・手帳 1冊 切手 414円分(簡易書留料金含む)
・手帳 2~3冊 切手 460円分(簡易書留料金含む)

注意 ・講習(自宅学習方式)受講による交付の方は、解答用紙返送時に同封しますので返信用封筒は不要です。

3 交付手数料

会 員	6,600円(税込)	非会員	10,000円(税込)
お支払いは、下記の口座に払込願います。			

注意 ・会員とは、岩手県火薬類保安協会に会員登録されている事業所にお勤めの方です。
お勤め先が会員登録されているか不明な場合、お勤め先または当協会にお問い合わせください。

4 提出先・払込先

〒020-0873 盛岡市松尾町17-9
一般社団法人 岩手県火薬類保安協会
TEL019-651-9826 FAX019-651-0180
郵便振替口座番号 02350-9-484
ゆうちょ銀行 二三九店(当座) 0000484

※ 郵送で提出の場合は簡易書留で送付願います。